LeeZhao
www.leezhao.com

里兆法律资讯 Leezhao Newsletters

中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层
29F, Hang Seng Bank Tower, 1000 Lujiazui Ring Road, Shanghai, China
Tel (86-21) 68411098 Fax (86-21) 68411099 Postal Code 200120

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 《里兆法律资讯》通过多渠道发送，旨在向企业、社会公众提供最新的中国法律及资讯信息、以及律师研究成果等公益法律服务；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明、免责声明、以及其他更多内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；
- 您还可关注微信公众号“里兆视野”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」は最新の中国法律及び弁護士による研究成果など公益の一助となる法律サービスを企業及び一般向けに提供することを目的として、多様なチャネルから配信しております。
- 「里兆法律情報」の受信閲覧規則、著作権表示、免責事項、及びその他さらに多くのコンテンツをご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」欄にアクセスしてください。
- WeChat 公式アカウント「里兆視野」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます（左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます）。

Issue 991·2026/10/27～2026/11/02

目录
（点击目录标题，可转至相应主文；点击主文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 国务院办公厅关于适应人工智能技术发展助力构建就业友好型发展方式的意见..... 2
- 海关总署关于修订发布《进口食品进出口商备案管理规定》的公告..... 2
- 生态环境部发布《新化学物质环境管理登记办法》..... 3
- 国家外汇管理局北京市分局关于修订《北京市跨国公司本外币一体化资金池业务试点管理规定》的通知..... 3
- 江苏省人民政府办公厅发布《江苏省利用外资固稳促优若干措施》..... 4

二、最新资讯

- 最高人民法院发布法答网精选答问（第三十九批）——立案审判专题..... 4

三、里兆解读

- 出入境管理新规施行：外资企业及外籍员工出入境合规要点..... 5

四、近期热点话题..... 8

目次
（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 人工知能時代の雇用を支える発展の在り方に関する国務院弁公庁による意見..... 2
- 「輸入食品輸出入業者届出管理規定」の改正・公布に関する税関総署による公告..... 2
- 生態環境部が、「新化学物質環境管理登録弁法」を公布..... 3
- 「北京市多国籍企業人民元・外貨一体型資金プール業務試行管理規定」の改正に関する国家外貨管理局北京市分局による通知..... 3
- 江蘇省人民政府弁公庁が、「江蘇省外資活用の安定化・促進・最適化に向けた若干措置」を公布..... 4

二、新着情報

- 最高人民法院が、法律相談・交流サイトに寄せられた質疑応答のうち参考になる事例（第三十九弾）——事案受理・審判..... 4

三、里兆解説

- 出入国ルールが変わる！～外資企業と外国籍従業員が確認すべきポイント～..... 5

四、トピックス..... 8

一、最新中国法令

- 国务院办公厅关于适应人工智能技术发展助力构建就业友好型发展方式的意见

【发布单位】国务院办公厅
【发布文号】国办发〔2026〕29 号
【发布日期】2026-10-23
【内容提要】该意见围绕人工智能发展与就业协同提出十八项措施，其中包括：

- 加快构建人工智能驱动的新型服务方式，分领域推进生产性服务业向专业化和价值链高端延伸。
- 优先在劳动力紧缺、环境高危等岗位推广应用人工智能。稳慎把握人工智能在劳动密集型行业应用的范围、力度、节奏。
- 鼓励企业探索建立失业缓冲期制度，在大规模推广应用人工智能过程中提前告知受影响劳动者、提供转型转岗就业支持。
- 健全劳动者权益协商协调机制，督促企业依法保障劳动者取得劳动报酬、休息休假、获得劳动安全卫生保护等合法权益。
- 规范人工智能在人力资源管理领域应用，依法治理因滥用算法等造成的就业歧视、虚假招聘、侵犯隐私权休息权等违法违规行为。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202610/content_7084108.htm

- 海关总署关于修订发布《进口食品进出口商备案管理规定》的公告

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2026 年第 150 号
【发布日期】2026-10-23
【实施日期】2026-10-23
【内容提要】此次修订内容包括：

- 明确申报企业要求，简化备案申请材料要求。
- 修订备案企业经营的食品类别范围，使境内食品进口商、境外出口商或代理商、进口食品境外

一、最新中国法令

- 人工知能時代の雇用を支える発展の在り方に関する国務院弁公庁による意見

【発布機関】国務院弁公庁
【発布番号】国弁発〔2026〕29 号
【発 布 日】2026-10-23
【概　　要】本意見は、人工知能の発展と雇用の両立を図る観点から、計18項目の施策を打ち出している。主な内容は以下のとおりである。

- 人工知能を活用した新たなサービスモデルの構築を加速する。分野ごとに、生産者を支援するサービスの専門性を高めるとともに、より高い価値を提供できる事業領域への展開を推進する。
- 人手不足の職種や危険性の高い職種を優先して、人工知能の導入を進める。労働集約型産業での人工知能の活用については、導入範囲、規模、ペースを計画的かつ慎重に管理する。
- 企業に対し、人工知能の導入に伴う雇用調整の影響を緩和する制度の構築を検討するよう促す。人工知能を大規模に導入する際は、影響を受ける労働者に事前に通知し、新たな技能の習得、配置転換および再就職を支援する。
- 労働者の権利・利益に関する協議・調整の仕組みを整備する。労働報酬の支払い、休憩・休暇の付与、労働安全衛生の確保など、法令で定められた労働者の権利・利益が保障されるよう、企業への指導を徹底する。
- 人的資源管理分野における人工知能の適正利用。アルゴリズムの悪用などによる雇用差別や虚偽の求人、プライバシー権・休息権の侵害などの違法行為を、法令に基づき規制・防止する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202610/content_7084108.htm

- 「輸入食品輸出入業者届出管理規定」の改正・公布に関する税関総署による公告

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2026 年第 150 号
【発 布 日】2026-10-23
【実 施 日】2026-10-23
【概　　要】今般の改正の主な内容：

- 届出を行う企業に求められる要件を明確にし、必要な資料を簡素化する。
- 届出企業が取り扱う食品分類の範囲を見直し、中国国内の食品輸入業者、海外の輸出業者・代理業者、輸

生产企业等 3 个食品经营主体所覆盖的食品类别保持一致。

- 压缩备案办理时限，强化全链条备案监管。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.customs.gov.cn/customs/2026-10/27/article_2026102708304266993.html

入食品の海外生産企業の 3 種類の食品事業者について、取り扱う食品分類を統一する。

- 届出手続きにかかる期間を短縮し、サプライチェーン全体の届出管理を強化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.customs.gov.cn/customs/2026-10/27/article_2026102708304266993.html

- 生态环境部发布《新化学物质环境管理登记办法》

【发布单位】生态环境部
【发布文号】生态环境部令第 40 号
【发布日期】2026-10-24
【实施日期】2026-10-24
【内容提要】在中国境内从事新化学物质生产、进口活动，应按照该办法办理环境管理登记。进口后在海关特殊监管区域内存放且未经任何加工即全部出口的新化学物质除外。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202610/t20261027_1184708.html

- 生態環境部が、「新化学物質環境管理登録弁法」を公布

【発布機関】生態環境部
【発布番号】生態環境部令第 40 号
【発 布 日】2026-10-24
【実 施 日】2026-10-24
【概　　要】中国国内で新化学物質を生産または輸入する場合は、本弁法に基づき、環境管理登録を実施しなければならない。ただし、輸入後に税関特殊監督管理区域で保管され、加工されることなく全量が輸出される新化学物質は、対象外である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202610/t20261027_1184708.html

- 国家外汇管理局北京市分局关于修订《北京市跨国公司本外币一体化资金池业务试点管理规定》的通知

【发布单位】国家外汇管理局北京市分局
【发布文号】京汇发〔2026〕31 号
【发布日期】2026-09-28
【实施日期】2026-10-21
【内容提要】此次修订内容包括：

下放非额度类业务变更权限
▪ 高版本资金池，除涉及外债、境外放款额度的变更事项外，其余全部非额度类变更业务，均可直接交由合作银行办理，无需再向外汇局备案审核。
打通资金池与贸易便利化政策衔接
▪ 银行在为资金池主办企业、成员企业办理经常项目资金集中收付、轧差净额结算业务时，符合条件的企业，可叠加享受跨境贸易高水平开放试点便利政策。
延长存量资金池清理过渡期
▪ 已经开办其他跨境资金池业务、同时取得本外币一体化资金池备案的企业，过渡期由半年延长至一年，企业可在过渡期内完成原有资金池的资金、账户清理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.safe.gov.cn/beijing/2026/0928/2808.html

- 「北京市多国籍企業人民元・外貨一体型資金プール業務試行管理規定」の改正に関する国家外貨管理局北京市分局による通知

【発布機関】国家外貨管理局北京市分局
【発布番号】京匯発〔2026〕31 号
【発 布 日】2026-09-28
【実 施 日】2026-10-21
【概　　要】今般の改正の主な内容は下記の通りである。

限度額に関係のない業務の変更権限を委譲する
▪ 上位版資金プールについて、対外債務および海外貸付の限度額に関する変更を除き、限度額に関係のない変更手続きはいずれも提携銀行が直接処理でき、外貨管理局への届出や審査は不要となる。
資金プールと貿易円滑化施策を連携させる
▪ 銀行が資金プールの幹事企業または構成員企業について、経常項目に関する資金集中受払いおよびネッティング決済を取り扱う場合、所定の要件を満たす企業には、クロスボーダー貿易の高水準開放試行に関する円滑化措置も適用される。
既存資金プールの整理・移行期間を延長する
▪ 他のクロスボーダー資金プールを開設・運営しており、人民元・外貨一体型資金プールの届出を行った企業については、移行期間を半年から 1 年に延長する。企業は、この期間内に、旧資金プールに関する資金および口座の整理を完了できる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.safe.gov.cn/beijing/2026/0928/2808.html

- 江苏省人民政府办公厅发布《江苏省利用外资固稳促优若干措施》

【发布单位】江苏省人民政府办公厅
【发布文号】苏政办发〔2026〕52 号
【发布日期】2026-10-24
【内容提要】该法令提出探索重点领域开放试点、加大服务业引资力度、支持外资企业参与消费促进行动、加大股权投资力度、优化数据跨境流动管理、鼓励外资境内再投资、优化外资企业金融服务、深化生物医药全产业链开放创新、鼓励外商投资设立研发中心等六方面 24 条措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.jiangsu.gov.cn/art/2026/10/30/art_46144_11852307.html

【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- 最高人民法院发布法答网精选答问（第三十九批）——立案审判专题

日前，最高人民法院发布法答网精选答问（第三十九批）——立案审判专题。本批答问明确四类立案审判问题，其中包括：

- 公司证照返还纠纷，涉及公司内部治理的由公司住所地法院管辖，不涉及内部治理的按侵权案件规则确定；
- 第三人撤销之诉中原审被告之一进入破产程序的，不因破产受理改变管辖，原则上仍由原生效裁判法院管辖。

（里兆律师事务所 2026 年 10 月 30 日编写）

- 江蘇省人民政府弁公庁が、「江蘇省外資活用の安定化・促進・最適化に向けた若干措置」を公布

【発布機関】江蘇省人民政府弁公庁
【発布番号】蘇政弁発〔2026〕52 号
【発 布 日】2026-10-24
【概　　要】本措置では、重点分野の開放試行の検討、サービス業への外資誘致の強化、消費喚起活動への外資企業の参加促進、エクイティ投資の拡大、データの越境移転管理の最適化、外資による国内再投資の促進、外資企業向け金融サービスの最適化、バイオ医薬品産業チェーン全体の開放といった施策を通じてイノベーションを促進するとともに、外国投資家による研究開発センターの投資設立を促進するなど、6 分野にわたる 24 項目の施策を定めている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.jiangsu.gov.cn/art/2026/10/30/art_46144_11852307.html

【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- 最高人民法院が、法律相談・交流サイトに寄せられた質疑応答のうち参考になる事例（第三十九弾）——事案受理・審判

先頃、最高人民法院が、法律相談・交流サイトに寄せられた質疑応答のうち参考になる事例（第三十九弾）——事案受理・審判を公表した。事案受理および審判に関する 4 つの質問について回答している。

- 会社のライセンス返還紛争について、会社の内部統治に関わる事案は会社所在地の裁判所が管轄し、内部統治に関わらない事案は、不法行為事件に関する規定に基づき管轄裁判所を定める。
- 第三者取消しの訴えでは、原審被告のうち 1 社が破産手続に入っても、破産の受理によって管轄が変更されることはなく、原則として、なおも元の確定判決を言い渡した裁判所が管轄する。

（里兆法律事務所が、2026 年 10 月 30 日付で作成）

Leezhao Law Office • All rights reserved.

三、里兆解读

- 出入境管理新规施行：外资企业及外籍员工出入境合规要点

内容提要：

《国务院关于出境入境管理的规定》自 2026 年 09 月 15 日起施行。本文以问答形式，围绕外资企业及外籍员工关心的入境、出境问题，梳理新规与原规定相比的“变”与“不变”，主要涉及不准入境期限、反制清单、邀请函罚款、中介备案、不准出境程序及出口管制类出境限制。

正文：

2026 年 07 月 22 日，国务院发布《国务院关于出境入境管理的规定》（“《规定》”），自 2026 年 09 月 15 日起施行。《规定》共 19 条，依据《出境入境管理法》制定。以下以问答形式，围绕外资企业及外籍员工关心的入境、出境问题，梳理《规定》与原有规定相比的“变”与“不变”及其具体影响。

问 1：新规施行后，外籍员工[1]来华工作的基本路径有无变化？

答：没有变化。依据《出境入境管理法》及《外国人入境出境管理条例》，签证类别、外国人来华工作许可和工作类居留证件等基础性制度继续适用。外籍员工长期赴华工作，仍须由境内企业申请《外国人工作许可通知》、本人办理 Z 字签证，入境后申领工作许可证并办理工作类居留证件。

问 2：日籍人员短期来华出差、商务洽谈，免签政策是否仍然有效？

答：《规定》未涉及免签政策。日本普通护照持有人来华经商、旅游、探亲、交流访问、过境不超过 30 日的，仍可免办签证入境，停留期限自入境次日起算；据中国驻日本国大使馆通知，该政策已延长至 2026 年 12 月 31 日。但免签仅适用于短期洽谈、考察，不能用于到岗工作，长期任职仍须办理 Z 字签证和工作类居留证件。

问 3：外籍员工的随行家属安排有无变化？

答：《规定》对此未作调整。随行配偶、父母及未满 18 周岁子女，仍可凭亲属关系证明申请 S1/S2 字签证及私人事务类居留证件；属于高层次人才的，

三、里兆解説

- 出入国ルールが変わる！～外資企業と外国籍従業員が確認すべきポイント～

概要

「出入国管理に関する国務院による規定」が、2026 年 9 月 15 日から施行されている。本稿では、Q&A 形式により、外資企業及び外国籍従業員が関心を寄せる入国・出国に関する問題について、新規定と従来の規定を比較した「変わった点」と「変わらない点」を整理する。主に、入国不許可期間、報復措置リスト、招聘状に関する過料、仲介機関の届出、出国不許可手続及び輸出管理に係る出国制限を取り上げる。

本文

2026 年 7 月 22 日、国務院は「出入国管理に関する国務院による規定」（以下「規定」という）を公布し、2026 年 9 月 15 日から施行されている。規定は全 19 条からなり、「出入国管理法」に基づき制定されたものである。以下、外資企業及び外国籍従業員が関心を寄せる入国・出国に関する問題を中心に、Q&A 形式で、「規定」と従来の規定を比較した「変わった点」と「変わらない点」及びその具体的な影響を整理する。

問 1：新規定の施行後、外国籍従業員[1]が中国で就労するための基本的な手続に変更はあるか。

答：変更はない。「出入国管理法」及び「外国人出入国管理条例」に基づき、ビザの種類、外国人の中国における就労許可、就労類居留許可等の基本的な制度は、引き続き適用される。外国籍従業員が中国で長期にわたり就労する場合、従来どおり、中国国内の企業が「外国人就労許可通知」を申請し、本人が Z ビザを取得した上で、入国後に就労許可証を申請・取得し、就労類居留許可の手続を行う必要がある。

問 2：日本人が短期出張や商談のために訪中する場合、ビザ免除措置は引き続き有効か。

答：規定は、ビザ免除措置について定めていない。日本の一般旅券所持者は、商用、観光、親族訪問、交流訪問又は乗り継ぎのために中国を訪れ、滞在期間が 30 日以内である場合、引き続きビザなしで入国でき、滞在期間は入国日の翌日から起算される。中国駐日本国大使館の通知によると、当該措置は 2026 年 12 月 31 日まで延長されている。ただし、ビザ免除は短期の商談や視察にのみ適用され、着任して就労するために利用することはできない。長期にわたり勤務する場合は、引き続き Z ビザ及び就労類居留許可を取得する必要がある。

問 3：外国籍従業員に帯同する家族に関する取扱いに変更はあるか。

答：規定による変更はない。帯同する配偶者、父母及び 18 歳未満の子は、引き続き親族関係証明書により S1・S2 ビザ及び私的事務類居留許可を申請できる。

其配偶、未成年子女还可依规定随同办理居留。

问 4：《规定》在外国人入境限制方面，有何新增规定？

答：针对外国人申请签证或口岸入境时提交虚假材料、作虚假陈述，或是存在妨害国（边）境管理刑事处罚、骗取出入境证件、非法出入境并受到行政处罚等情形，过往法律仅规定可不予入境，《规定》首次针对上述情形明确，有关机关可作出"1 年至 5 年不准入境"的决定。

问 5：被列入反制等清单，会影响外籍员工入境吗？

答：会，且属新增措施。《规定》第五条第三款规定，外国人被列入反制清单、不可靠实体清单、恶意实体清单，或被采取反制和限制措施，需要依法采取不予签发出境入境证件或者不准入境等措施的，由移民管理机构、签证机关按照职责实施。为此，在派遣相关员工来华工作前，建议排查员工本人及所属集团是否涉及相关清单。

问 6：企业为外籍员工出具邀请函等申请材料，责任有何变与不变？

答：不变的是真实性责任——出具邀请函的单位、个人对邀请内容真实性负责，该义务在 2013 年施行的《出境入境管理法》第十九条中已有规定。《规定》第十一条的变化在于：责任范围由"为外国人出具"扩展至"为他人申请出境入境、停留居留出具"，覆盖出境方向，包括为中国公民出入境出具虚假材料，同时明确由移民管理机构负责处罚。企业出具邀请函及各类申请材料前，应核实来访人身份、行程并内部留痕。

问 7：委托签证代办中介，新规有什么要求？

答：《规定》第七条至第十条新增中介服务备案制度：从事出境入境政策咨询、证件代办、手续办理等中介服务的机构，应自设立之日起 15 日内向所在地移民管理机构备案，《规定》施行前已从业的应在施行之日起 90 日内补办；机构须具备具有专业知识的人员及相应资金、场所，不得提供或协助提供虚假材料、虚假宣传或超出备案范围经营；境外企业、机构不得在中国境内提供中介服务（第八条）。据此，

高度人材に該当する場合、その配偶者及び未成年の子も、関連規定に従い、帯同家族として居留手続を行うことができる。

問 4：規定では、外国人の入国制限について、どのような新規定を設けているか。

答：外国人がビザ申請時又は検問所での入国時に虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の陳述を行った場合、又は国境管理の妨害に係る刑事処罰を受けた、出入国証明書類を不正取得した、不法に出入国して行政処罰を受けた等の場合について、従来の法律では入国を認めないことができる旨のみが定められていた。規定は、初めてこれらの場合について、関係機関が「1 年以上 5 年以下の入国不許可」の決定を下すことができると明確にした。

問 5：報復措置等のリストへの掲載は、外国籍従業員の入国に影響するか。

答：影響はある。これは新たに設けられた措置である。規定第 5 条第 3 項では、外国人が報復措置リスト、信頼できない実体リスト、悪意ある実体リストに掲載され、又は報復措置及び制限措置の対象となり、法に依拠し出入国証明書類の不発給又は入国不許可等の措置を講じる必要がある場合、移民管理機関及びビザ発給機関がそれぞれの職責に従って実施する旨が定められている。そのため、関係する従業員を中国での勤務に派遣する前に、本人及び所属グループが関連リストに関係していないか確認することを推奨する。

問 6：企業が外国籍従業員のために招聘状等の申請資料を発行する場合、その責任について、どのような変化があるか。

答：変わらないのは資料の真実性に関する責任である。招聘状を発行する組織及び個人は、招聘内容の真実性について責任を負う。この義務は、2013 年施行の「出入国管理法」第 19 条で既に定められている。規定第 11 条の変更点は、責任の対象範囲が「外国人のために発行する」場合から「他人の出入国、停留・居留を申請するために発行する」場合へと拡大され、出国に関するものも対象となり、中国公民の出入国のために虚偽の資料を発行する場合も含まれるようになったこと、及び移民管理機関が処罰を行うことが明確にされた点である。企業は、招聘状及び各種申請資料を発行する前に、来訪者の身元及び日程を確認し、その記録を社内に残さなければならない。

問 7：ビザ申請代行業者に委託する場合、新規定ではどのような要求が設けられているか。

答：規定第 7 条から第 10 条では、仲介サービスの届出制度が新たに設けられた。出入国政策に関する相談、証明書類の申請代行、手続代行等の仲介サービスを行う機関は、設立の日から 15 日以内に所在地の移民管理機関へ届出を行わなければならない。規定の施行前から事業を行っている機関は、施行日から 90 日以内に届出を行う必要がある。また、専門知識を有する人員及び相応の資金・事業場所を備えなければならず、虚

企业应委托已备案机构办理代办业务。

偽資料の提供若しくはその提供への協力、虚偽の宣伝又は届出範囲を超えた事業活動を行ってはならない。国外の企業及び機関は、中国国内で仲介サービスを提供することが禁止されている（第 8 条）。したがって、企業は、届出をした機関に代行業務を委託しなければならない。

问 8：办证、通关时的配合义务有变化吗？

答：有新增。《规定》第三条明确，移民管理机构、签证机关核实身份、申请事由时，可以询问情况，要求出示、提供有关文件、资料以及电子数据，出境入境人员应当配合；提供虚假材料、作出虚假陈述的，可不予签发证件或者不准出境、入境。我们理解，此处的"电子数据"主要指电子形式的证明材料，实践中应主要为电子邀请函、电子派遣函、电子机票行程单等。对合规的外籍人士而言，将电子数据纳入可提供范围是一项便利——忘带纸质材料时，手机或邮箱中的电子文件同样可作为有效佐证，不必拘泥于纸质版本；但另一方面，这也意味着执法机关的核实手段更加丰富，申报事由应与实际情况一致，否则可能被要求当场出示电子记录核实。

問 8：証明書類の申請及び出入国審査の際の協力義務に変更はあるか。

答：新たな規定が設けられている。規定第 3 条は、移民管理機関及びビザ発給機関が身元や申請事由を確認する際、事情を聴取し、関連する文書、資料及び電子データの提示・提供を求めることができ、出入国する者はこれに協力しなければならないと明確にしている。虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述を行った場合、証明書類を発給しない、又は出国・入国を認めないことができる。筆者の理解では、ここでいう「電子データ」は、主に電子形式の証明資料を指し、実務上は電子招聘状、電子派遣状、航空券の電子旅程表等が中心になると考えられる。コンプライアンスを遵守する外国人にとって、電子データが提供可能な資料に含まれることは利便性の向上につながる。紙の資料を持参し忘れた場合でも、スマートフォン又はメールボックス内の電子ファイルを有効な証明資料として利用でき、紙媒体にこだわる必要がないためである。一方、これは法執行機関の確認手段がより多様化することも意味する。申告事由は実態と一致しなければならず、そうでなければ、その場で電子記録を提示して確認を受けるよう求められる可能性がある。

问 9：新规在出境方面有何新增规定？

答：有。《规定》第四条针对中国公民细化三类不准出境情形（仅适用于中国公民）：一是因骗取出境入境证件、非法出境入境受到行政拘留处罚的；二是在境外从事违法犯罪活动、危害国家安全和利益的；三是违反出口管制、技术进出口管理等规定、可能危害国家产业安全或技术安全的。为此，涉技术、数据、跨境贸易的外资企业应特别关注中国籍员工是否会落入上述情形。

問 9：新たなルールでは出国に関して、どのような新規定が設けられたか。

答：新たな規定が設けられている。規定第 4 条は、中国公民について、出国を認めない 3 通りの事由を詳細化している（中国公民のみに適用）。一、出入国証明書類の不正取得又は不法な出入国により行政拘留処分を受けた者。二、国外で違法・犯罪活動に従事し、国家の安全及び利益を危害した者。三、輸出管理、技術輸出入管理等の規定に違反し、国家の産業安全又は技術安全を危害するおそれがあるも者である。そのため、技術、データ、越境貿易に関わる外資企業は、中国籍従業員がこれらの事由に該当する可能性について、特に注意する必要がある。

问 10：外籍员工被作出不准出境决定，有哪些程序保障？

答：《规定》第六条新增的程序性保障对外籍员工同样适用：决定机关应书面告知当事人事实、理由、依据和救济途径（有可能影响国家安全、刑事案件侦查等情形的，可以不告知当事人）。外籍员工可据此知晓原因，并依法申请救济。

基于此，《规定》并未改变外籍员工出入境基本制度，签证类别、工作许可和工作类居留证件仍是依据《出境入境管理法》及《外国人入境出境管理条例》等原有规定办理，《规定》不过是从规范性角

問 10：外国籍従業員に対して出国不許可の決定がなされた場合、どのような手続上の保障があるか。

答：規定第 6 条で新設された手続上の保障は、外国籍従業員にも適用される。決定機関は、事実、理由、根拠及び救済手段を当事者に書面で告知しなければならない（ただし、国家の安全や刑事事件の捜査等に影響を及ぼす可能性がある場合は、当事者に告知しないことができる）。外国籍従業員は、これにより原因を知り、法に依拠し救済を求めることができる。

以上のとおり、規定は外国籍従業員の出入国に関する基本制度を変更するものではなく、ビザの種類、就労許可及び就労類居留許可については、引き続き「出入国管理法」及び「外国人出入国管理条例」等の従来の

Leezhao Law Office ・ All rights reserved.

度对原有规定进行了明确和细化。对外资企业和外籍员工而言，《规定》施行后，按正规路径办理签证和居留手续、保证申请材料真实、出具邀请函前核实来访人身份与行程、委托已备案的中介机构办理签证代办等业务，并在派遣前排查是否涉及反制等清单，原则上即可满足《规定》新增的合规要求。

（作者： 里兆律师事务所 裴德宝、魏奕然）

規定に基づき手続を行うことになる。規定は、従来の規定を法規範の観点から明確化・詳細化したものにすぎない。外資企業及び外国籍従業員は、規定の施行後、正規の手続に従ってビザ及び居留の手続を行い、申請資料の真実性を確保し、招聘状発行前に来訪者の身元及び行程を確認し、既に届出をした仲介機関にビザ申請代行等を委託し、派遣前に報復措置等のリストに関係していないか確認することで、原則として規定により新たに追加されたコンプライアンス上の要求を満たすことができる。

（執筆者：里兆法律事務所 裴德宝 魏奕然）

四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- 国家发展和改革委员会发布《对外投资管理办法》（12 月 01 日起施行）
- 如何应对商务部和海关缉私部门就两用物项出口事宜针对企业展开的调查？

四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- 国家発展改革委員会が、「対外投資管理弁法」（12 月 1 日から施行）を公布した
- 商務部及び税関密輸取締部門が両用物資の輸出について企業に対して実施する調査にどのように対応すべきか？

[1] 本文所称“外籍员工”，是指拟在或已在中国境内用人单位任职，依法办理外国人工作许可及工作类居留证件的外籍人士，包括境外总部派遣至境内企业任职的人员；仅短期来华商务访问、不在境内就业的人员，不属于本文所称外籍员工。
[1] 本稿における「外国籍従業員」とは、中国国内の使用者のもとで勤務する予定がある、又は既に勤務しており、法に依拠し外国人就労許可及び就労類居留許可の手続を行う外国人をいい、国外本社から中国国内の企業へ派遣されて勤務する者を含む。短期の商用訪問のみを行い、中国国内で就労しない者は、本稿における外国籍従業員には含まれない。

Leezhao Law Office • All rights reserved.